

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、精神障害者保健福祉手帳の交付等に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、精神障害者保健福祉手帳の交付等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

神奈川県川崎市長

## 公表日

令和7年12月26日

[令和7年5月 様式2]

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、精神障害者保健福祉手帳の交付等に関する事務
②事務の概要	<p>(評価対象事務全体の概要) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務。</p> <p>1. 精神障害者保健福祉手帳の交付申請の受理及び通知 2. 精神障害者保健福祉手帳の交付申請の却下通知 3. 氏名の変更又は同一の都道府県内において居住地を移したときの届出の受理 4. 他の都道府県内に居住地を移したときの届出の受理 5. 精神障害者保健福祉手帳の更新申請の受理及び通知 6. 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更申請の受理及び通知 7. 精神障害者保健福祉手帳の再交付申請の受理及び通知 8. 精神障害者保健福祉手帳の返還の受理</p> <p>(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規程に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1. 精神障害者保健福祉手帳の交付申請の受理及び通知 精神障害者保健福祉手帳の交付を希望する申請者より診断書等を受理し、審査後、等級や有効期限などの決定事項を通知する。</p> <p>2. 精神障害者保健福祉手帳の交付申請の却下通知 精神障害者保健福祉手帳の交付を希望する申請者より診断書等を受理し、審査後、規定による等級に定める精神障害の状態に該当しない旨の決定事項を通知する。</p> <p>3. 氏名の変更又は同一の都道府県内において居住地を移したときの届出の受理 精神障害者保健福祉手帳の所持者が氏名の変更又は居住地を変更した際に、申請者からの届出を受理する。</p> <p>4. 他の都道府県内に居住地を移したときの届出の受理 精神障害者保健福祉手帳の所持者が居住地を変更した際に、前住地自治体の手帳内容を引き継ぐため、申請者からの届出を受理する。</p> <p>5. 精神障害者保健福祉手帳の更新申請の受理及び通知 精神障害者保健福祉手帳は二年ごとに更新が必要となるため、継続して交付を希望する申請者より診断書等を受理し、審査後、等級や有効期限などの決定事項を通知する。</p> <p>6. 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更申請の受理及び通知 精神障害者保健福祉手帳の有効期限は二年であるが、状態が変化して等級が変わると思われる場合は、精神障害者保健福祉手帳の所持者の申請により、等級の変更審査を受けることができる。診断書等を受理し、審査後、等級や有効期限などの決定事項を通知する。</p> <p>7. 精神障害者保健福祉手帳の再交付申請の受理及び通知 手帳が汚れたり、破れたり、紛失した際は申請書を受理し、手帳の再発行を行う。</p> <p>8. 精神障害者保健福祉手帳の返還の受理 交付を受けたものが死亡した場合や、定めの障害でなくなった場合などに手帳の返還を受ける</p>
③システムの名称	福祉総合情報システム(障害福祉システム)、システム連携基盤、中間サーバー

## 2. 特定個人情報ファイル名

精神障害者手帳情報ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の22の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条
--------	--

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
--------	----------	---------------------------------------

②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表38の項、39の項、40の項、41の項
	【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14の項、18の項、20の項、37の項、42の項、48の項、49の項、53の項、76の項、77の項、80の項、81の項、113の項、124の項、141の項、144の項、155の項、161の項、163の項

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉局障害保健福祉部精神保健課
②所属長の役職名	精神保健課長

## 6. 他の評価実施機関

-
---

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康福祉局障害保健福祉部精神保健課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-3608</li> <li>・ 総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108</li> </ul>
-----	---

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	健康福祉局障害保健福祉部精神保健課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-3608
-----	--

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点

## 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点	

## 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

## III しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

### 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------	-----------	---

### 3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[ <input type="checkbox"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> ]十分である	[ <input type="checkbox"/> ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[ <input type="checkbox"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> ]十分である	[ <input type="checkbox"/> ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> ]十分である	[ <input type="checkbox"/> ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> ]十分である	[ <input type="checkbox"/> ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> ]十分である	[ <input type="checkbox"/> ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業			[ <input type="checkbox"/> ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> ]十分である	[ <input type="checkbox"/> ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。</li> <li>・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。</li> </ul> <p>これらの対策を講じていることから、リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>		
9. 監査			
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査	[ <input checked="" type="radio"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> ]十分に行っている	[ <input type="checkbox"/> ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[      十分である      ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
判断の根拠	複数人での確認を行い、また、上長による最終確認を行ったうえで、マイナンバーの記録を残している。また、記録についても適正に管理している。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月12日	I 関連情報(3. 個人番号の利用 法令上の根拠)	番号法第9条第1項 別表第1の14の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第14条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号)、番号法第9条第2項の条例	・番号法第9条第1項 別表第1の14の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第14条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	【情報照会】 (省略) 第25の項 【情報提供】 (省略) 55の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第29条第1号) (以下省略)	【情報照会】 (省略) 【情報提供】 (省略) 55の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第29条第2号) (以下省略)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長)	健康福祉局障害保健福祉部精神保健課 明田久美子	健康福祉局障害保健福祉部精神保健課 右田佳子	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I 関連情報(7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先)	(省略) ・総務局情報管理部行政情報課(情報公開担当) (以下省略)	(省略) ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) (以下省略)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II しきい値判断項目(1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か)	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II しきい値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成27年5月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II しきい値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成27年5月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠【情報照会】)	番号法第19条第7号 別表第2の22の項、23の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第16条第1号、第2号及び第3号)、(省略)	番号法第19条第7号 別表第2の22の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第15条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)、23の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第16条)、(省略)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠【情報提供】)	番号法第19条第7号 別表第2の16の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第12条第1号、第3号及び第4号)、(省略)、31の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第22条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第8号)、(省略)、31の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第11条第1号)、別表第2の16の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第12条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号及び第8号)、(省略)、31の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第22条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号)、(省略)、56の2の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第30条第4号及び第5号)、(省略)、116の項	番号法第19条第7号 別表第2の10の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第9条第1号)、別表第2の14の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第11条第1号)、別表第2の16の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第12条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号及び第8号)、(省略)、31の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第22条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号)、(省略)、56の2の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第30条第4号及び第5号)、(省略)、85の2の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第22条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号)、(省略)、56の2の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第30条第4号及び第5号)、(省略)、108の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第55条第1号、第5号及び第9号)、116の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第59条の2第1号、第2号、第3号及び第4号)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II しきい値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II しきい値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名)	健康福祉局障害保健福祉部精神保健課 右田佳子	精神保健課長	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	II しきい値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	II しきい値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	II しきい値判断項目(3. 重大事故)	発生なし	発生あり	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価が義務付けられる	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	IV リスク対策	(なし)	(様式改訂に伴い、項目を追加)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月31日	II しきい値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成30年5月1日時点	令和元年5月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月31日	II しきい値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成30年5月1日時点	令和元年5月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月9日	I 関連情報(3. 個人番号の利用 法令上の根拠)	・番号法第9条第1項 別表第1の14の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第14条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	・番号法第9条第1項 別表第1の14の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月9日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第2の22の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第15条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)、23の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第16条)、24の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第17条第1号及び第2号)、25の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第18条第1号、第2号及び第3号)	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2の22の項、23の項、24の項、25の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月9日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	<p>【情報提供】  番号法第19条第7号 別表第2の10の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第9条第1号)、別表第2の14の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第11条第1号)、別表第2の16の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第12条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号及び第8号)、27の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第20条第2号及び第6号)、28の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第21条第1号、第2号及び第3号)、31の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第22条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号)、54の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第28条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号)、55の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第29条第2号)、56の2の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第30条第5号)、57の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第31条第4号)、79の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第42条第2号)、85の2の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第43条の4第1号及び第2号)、108の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第55条第1号、第5号及び第9号)、116の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第59条の2第1号、第2号、第3号及び第4号)</p>	<p>【情報提供】  番号法第19条第8号 別表第2の10の項、14の項、16の項、16の2項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項</p>	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月9日	II しきい値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	令和元年5月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月9日	II しきい値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	令和元年5月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	II しきい値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	II しきい値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II しきい値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II しきい値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月18日	I 3個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の22の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	・番号法第9条第1項 別表の22の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月18日	I 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報照会】  番号法第19条第8号、別表第2の22の項、23の項、24の項、25の項  【情報提供】  番号法第19条第8号、別表第2の10の項、14の項、16の項、16の2項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項</p>	<p>【情報照会】  番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表38の項、39の項、40の項、41の項  【情報提供】  番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14の項、18の項、20の項、37の項、48の項、49の項、53の項、76の項、77の項、80の項、81の項、113の項、124の項、141の項、144の項、155の項</p>	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月18日	II しきい値判断項目 1対象人數 いつの時点の計数か	2023/4/1	2024/6/1	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月18日	II しきい値判断項目 2取扱人數 いつの時点の計数か	2023/4/1	2024/6/1	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月18日	II しきい値判断項目 3重大事故	発生なし	発生あり	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月18日	III しきい値判断結果	基礎項目評価が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月18日	IVリスク対策 1提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価及び重点項目評価書	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月18日	IVリスク対策 9監査 実施の有無	自己点検 内部監査 外部監査	自己点検 外部監査	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更または当該リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年12月18日	IVリスク対策8. 人手を介在させる作業	[ ]	[十分である]	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月18日	IVリスク対策8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	右記を記載	・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年12月26日	I 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表38の項、39の項、40の項、41の項 【情報提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14の項、18の項、20の項、37の項、48の項、49の項、53の項、76の項、77の項、80の項、81の項、113の項、124の項、141の項、144の項、155の項	【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表38の項、39の項、40の項、41の項 【情報提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14の項、18の項、20の項、37の項、42の項、48の項、49の項、53の項、76の項、77の項、80の項、81の項、113の項、124の項、141の項、144の項、155の項、161の項、163の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年12月26日	II しきい値判断項目 1対象人數 いつの時点の計数か	令和6年6月1日時点	令和7年12月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年12月26日	II しきい値判断項目 2取扱人數 いつの時点の計数か	令和6年6月1日時点	令和7年12月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年12月26日	II しきい値判断項目 3重大事故	発生あり	発生なし	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年12月26日	III しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価が義務付けられる	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年12月26日	IVリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[O]全項目評価又は重点項目評価を実施する	[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年12月26日	IVリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	右記を記載	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年12月26日	IVリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	右記を記載	十分である	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年12月26日	IVリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	右記を記載	複数人での確認を行い、また、上長による最終確認を行ったうえで、マイナンバーの記録を残している。また、記録についても適正に管理している。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない